

## 「ユニット型準個室」を「ユニット型個室的多床室」に 名称変更のお願い

現行では「ユニット型個室」と「ユニット型準個室」の介護報酬が同じとなっておりますが、平成 25 年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業「特別養護老人ホームにおける利用者のプライバシー確保の実態に関する調査研究報告（JIHa：一般社団法人 日本医療福祉建築協会）においては、「ユニット型準個室」を「個室的多床室」と位置づけしており、天井と壁の間に一定の隙間が生じているため、①感染症・食中毒のまん延予防に適さない、②臭気、温度を保つことが難しい、③隣室からの照明の影響を受ける、④会話がもれるなどプライバシーに配慮した「個室」としての条件を満たしているとは言えません。

また、特別養護老人ホームの入所要件が要介護度 3 以上と厳格されたことに伴い、重度な入居者が増えている現状もあり、その人らしさを尊重し尊厳のある「看取り」の重要性は増しています。

再度、「ユニット型準個室」を「ユニット型個室的多床室」に名称変更をお願いいたします。

【参考】厚労省の資料にもあります通り、多床室に比べユニット型個室のほうが約 1.3 倍人員を手厚く配置している現状があります。

平成 13 年 9 月 28 日の「全国介護保険担当課長会議」において「これからの施設整備はユニット型施設で整備」との方針を受け、当協議会の会員施設も施設整備を行って参りました。

しかし、平成 17 年 10 月の前倒しの介護報酬改定で「ユニット型施設の居住費・食費部分の切り出し」による介護報酬の大幅減となり、その時点で国が推進しているユニット型施設と従来型の介護報酬単価が逆転する事態になり非常に厳しい施設運営を余儀なくされました。

その後の介護報酬改定においても微増・微減を繰り返しながら今日に至りますが当協議会の経営実態調査においても約 3 割の施設で赤字経営を強いられている現状があります。

そもそも介護報酬の設定にあたり包括して評価する部分として、看護・介護職員の人件費等+それ以外の介護サービスにかかる費用（生活相談員・ケアマネ等の人件費等）+施設運営に関わる基本的な管理経費等（管理者、事務員等の人件費、消耗品、備品費、その他事務管理経費等）とあります。

とりわけ看護・介護職員に着目した場合、「ユニット型個室」と「多床室」において人員配置基準は 3 : 1 と同一となっておりますが、資料にあるとおり実態として看護・介護職員 1 人当たり利用者数は「多床室」で平均 2.2 人、「ユニット型個室」で平均 1.7 人と「ユニット型個室」の方が約 1.3 倍人員を手厚く配置している現状があります。

これはご入居者様のプライバシーに配慮し個室の整備を行ったハード面と尊厳と自立を支援するユニットケアを行っているためです。

その事から現行の介護報酬においては要介護 5 で多床室：814 単位、ユニット型個室：894 単位と約 1.1 倍の差しかない事は介護報酬設定の評価部分の人件費に直結する人員配置が先程の資料のとおり約 1.3 倍と多く配置をしているにもかかわらず評価が低いと考えます。

合わせて「多床室」においては介護保険施行以前の職員も多く、介護保険施行後の職員との給与に隔たり（介護保険施行以前の職員の方が給与が良い）もあり「多床室」の人件費比率の増大につながっていると考えられる事からも先に申し上げた人員配置と合わせて検討すると評価が低いと言わざるを得ない。以上を踏まえ、「**ユニット型個室**」に対して**インセンティブの働く介護報酬の見直し**をお願いしたい。